

添乗員
同行
プラン

結婚35年をヒスイの聖地で祝う

翡翠婚モニターツアー

1泊2日

国石に選定された翡翠は新潟県糸魚川市固有の資源であり、古事記には出雲大社の主祭神「大国主命」が翡翠を持つ奴奈川姫の豊かや賢く美しい魅力にひかれ、求愛に来たラブロマンスが残されています。翡翠は古くからここ糸魚川市で加工され、全国に広がっていったとされており、幸福や繁栄の象徴として珍重されてきました。結婚35周年の節目に夫婦の絆を見つめなおしてみたいはいかがでしょうか。

えちごトキめきリゾート雪月花

糸魚川～妙高間を走行するえちごトキめきリゾート雪月花。国内最大級の展望を確保した車内は、リゾートを冠する名称にふさわしい贅沢な作りです。時に荒々しく、時に豊かな恵みをもたらす日本海の絶景、越後富士と称される妙高の雄大な山並み、四季明瞭な当地の折々の美しい風景を愛で、そこで採れた食材を最大限に生かした料理をご堪能ください。
※モニターツアーはチャーター便で運行

ひすいこん

翡翠婚

35th Anniversary

翡翠婚式(人前式)

結婚35年の感謝とこれからも共に人生を歩むご夫婦を翡翠の聖地「糸魚川」でお祝いします。記念品の贈呈や誓約書へのサイン、記念撮影などを行い、結婚35年を迎えたご夫婦をお祝いします。

2020年
12月10日(木)～12月11日(金)

募集対象 8 今年結婚35年を迎えた新潟県内在住のご夫婦

募集組数：5組（ご夫婦2人1組でご参加ください）

モニター
料金

ご夫婦お二人で

30,000円 (税込)
(お1人様15,000円×2名様)

行程

【旅程】——はバス移動 ⇄ は新幹線は徒歩(単位:分)

12 /	10 (木)	受付・集合 (13:30～13:50) 糸魚川駅アルプス口1階観光案内所	翡翠婚式 (14:10～15:10) 玉翠園・谷村美術館にて人前式 翡翠の着置き、むすびいとギフト、誓約書、記念撮影付	玉翠園・谷村美術館 (15:10～16:00) 仏像彫刻展示美術館の見学。ガイドによる案内付
12 /	11 (金)	ホテル國富翠泉閣 (16:30着) 新潟県と長野県の県境に佇む一軒宿	ホテル國富翠泉閣 (10:00発) — JR大糸線 (10:26平岩駅～11:01糸魚川駅着) — フォッサマグナミュージアム (11:30～12:20) 9:50ロビー集合 ※運休の場合、宿送迎車にて送迎します。ヒスイや鉱物などを展示する博物館の見学。ガイド付	観光物産センター・自由散策 (12:30～13:30) えちごトキめきリゾート雪月花 (13:59発～16:44着) 上越妙高駅 (17:20発) ⇄ 北陸新幹線 ⇄ 糸魚川駅到着・解散 (17:33着) お土産の買い物や駅周辺の散策 13:30えちごトキめき鉄道糸魚川駅改札前集合 (チャーター便にて運行)

【必ず一読ください】

モニターツアー参加にあたり、下記の事項をご確認の上お申し込みください。お申し込みがあった際は、下記の内容に同意いただいたとみなします。

- ・お申込み後、参加者5組は抽選で決定となります。参加者のご夫婦の方には改めて詳細をお送りさせていただきます。
- ・アンケート調査にご協力をお願いします。
- ・広報写真、プロモーション動画撮影を予定しています。撮影にご理解いただける方のみお申し込みください。
- ・マスコミも招へいしていますのでインタビューや写真撮影等にご協力をお願いします。
- ・翡翠婚式では手紙の交換を予定しています。

【旅行企画・実施】新潟県知事登録旅行第2-411号

(一社) 糸魚川市観光協会

〒941-0061 新潟県糸魚川市大町1-7-47

TEL 025-555-7344

FAX 025-555-7364

※写真はイメージです
裏面もご覧ください。



姫川温泉ホテル國富翠泉閣

新潟県と長野県の県境に佇む一軒宿。大きな浴場と季節感あふれる景観は、日常を忘れ心を落ち着かせてくれる心地よさ。美肌成分「メタケイ酸」を多く含んだ源泉はお肌潤う「美肌の湯」です。夕食は旬プランをご用意。海と山の町、糸魚川ならではの地元料理を使った料理と、昔ながらの和の温泉旅館でゆっくりと寛ぎの時間を満喫ください。

お申込み・ご案内 ＊必ずお読み下さい。

このモニターツアーは一般社団法人糸魚川市観光協会が実施するモニターツアーです。

- 募集人員／ご夫婦5組10名
- 募集対象／新潟県内在住の結婚35年を迎えたご夫婦（結婚34年または36年可）
- お申込み締め切り日／2020年11月10日（火）15:00まで
- 最少催行人員／ご夫婦1組2名様
- 旅行代金／ご夫婦2人で30,000円（お1人様15,000円）
- 旅行代金に含まれるもの／ご案内の交通費・宿泊費・食事代・記念品代 ※個人的費用は含みません。
- 食事／朝1回、昼1回、夕1回
- 添乗員／同行します
- 申込方法／電話またはメールにてお申し込みください。
- お申込み後、参加者5組は抽選で決定となります。参加者のご夫婦の方には改めて詳細をお送りさせていただきます。
- モニター料金には消費税等諸税が含まれています。
- 詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申し込みください。

モニターツアーに関する協力をお願いします

- アンケート調査にご協力をお願いします。
- 広報写真、プロモーション動画撮影を予定しています。撮影にご理解いただける方のみお申し込みください。
- マスコミも招へいしていますのでインタビューや写真撮影等にご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策について

- 発熱や咳などの症状、味覚や嗅覚に異常がある方は参加をご遠慮ください。
- 受付時の検温、アルコール消毒にご協力をお願いいたします。
- マスクの着用、他参加者との距離をお取りくださるようお願いいたします。

募集型企画旅行条件書（要約）

詳しい旅行条件書を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申し込みください。
(この募集広告は旅行業法第12条の4に定めた取引条件説明書の一部です。)

■募集型企画旅行

この旅行は、一般社団法人糸魚川市観光協会（以下「当協会」といいます）が、企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行（以下「旅行契約」といいます。）を締結していただきます。

また、旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書および当協会旅行業約款募集型企画旅行の部（以下「当協約款」といいます。）によります。

■旅行お申込みと成立時期

別紙申込書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。なお、旅行代金についても同時に全額お支払いいただきます。また、電話・郵便・ファクシミリ、その他通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点で契約は成立しております。当協会から予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出をしていただきます。この期間内に申込書の提出がなされない場合、当協会からお申込みはなかったものとして取り扱う場合があります。本契約の締結日は、前期旅行代金を当協会が受理し、契約を承認した日とします。

■旅行代金に含まれるもの／旅行日程に明示した輸送機関利用運賃・料金、お食事代、見学入場料、体験費用、消費税等諸税。

■旅行費用に含まれないもの／上記以外は旅行代金に含まれませんが、その一部を例示します。

コースに含まれない交通費等の諸費用、電報電話料金、その他追加飲食費個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料、傷害・疾病に対する治療費

取消料	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって					⑥当日(旅行開始前)	⑦無連絡不参加	⑧旅行開始後
	①21日前	②20日前～11日前 (③～⑥除く)	10日前～8日前 (④～⑦除く)	7日前～2日前 (⑤～⑧除く)	⑤旅行開始日の前日 (⑥～⑧除く)			
	無料	20%	20%	30%	40%	50%	100%	100%

＜その他のご旅行条件＞

- ①旅行契約内容・代金の変更／天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関のサービス提供中止、官公署の命令、当初の運行計画によらないサービスの提供その他協会の管理できない事由が発生した場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、15日前に当協会にお知らせいたします。なお、本旅行代金は2020年9月15日の現在の運賃・料金を基準としています。
- ②標記の最少催行人員に満たない場合は旅行を中止することがあります。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目(宿泊付きは13日目)に当たる日より前に通知いたします。
- ③取消料／当協会の責任とならない事由によるお取消しの場合も取消料をいただきます。ただし、次の場合は取消料をいたしません。旅行契約内容に以下のような変更が行われた時、(1)旅行運行開始日または終了日の変更、(2)入場観光地・観光施設、その他の目的地の変更、(3)運送機関の種類または運送会社の変更、(4)運送機関の設備・等級のより低いものへの変更、(5)ツアータイトルに記載があった事項の変更、(6)運賃・料金の変更により旅行代金が増額された場合(7)当協会の責に帰すべき事由により当初の日程通りの実施が不可能になった時。
- ④当協会による契約解除／旅行代金を期日までに支払いただけない時、申込条件の不適合、病期・団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能な時は当協会は契約を解除することがあります。

- ⑤当協会の責任／当協会または当協会の手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。(お荷物に関する賠償限度額は1人15万円)。
- ⑥特別保証／当協会はお客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、手荷物に被った一定の損害について一定の保証金及び見舞金を支払います。
- ⑦旅程保証／旅行日程に前記③の(1)から(5)に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額に変更補償金を支払います。ただし、一募集型企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満の時はお支払いいたしません。また、当協会は変更補償金の支払いを物品・サービスの提供で代替することがございます。
- ⑧お客様の責任／当協会はおお客様の故意または過失により当協会が損害を被った時はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- ⑨このパンフレットは旅行業法12条の4および5にいう説明書、契約書面の一部になります。
- ⑩ここに記載のない事項については当協会募集型企画旅行約款によります。
- ⑪当協会はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- ⑫詳しくは別にお渡しいたします旅行条件書をご確認ください。

個人情報の取り扱いについて

一般社団法人糸魚川市観光協会は、旅行申込みの際に提供された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申込みいただいた旅行において、運送・宿泊約款（主要な運送・宿泊機関等については各スケジュール表に記載されております。）の提供するサービスの手配、受領手続きおよび本イベント運営、金融商品や各種サービスに関するご提案のための必要な範囲内で利用させていただきます。

旅行企画・実施

お問合せ・お申込み先

一般社団法人糸魚川市観光協会

〒941-0061 新潟県糸魚川市大町1-7-47 ジオステーションジオハル内
新潟県知事登録旅行業第2-411号 (一社)全国旅行業協会正会員

TEL.025-555-7344 FAX.025-555-7364

営業日・営業時間：月～金曜日8:30～17:00（土日祝日休業）

総合旅行業務取扱管理者：村田雅人

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の業務取扱管理者にお尋ねください。

パンフレット作成日2020年10月15日